一〇七五―砂防法第二条の土地を指定する件　二一　四
一〇八〇　国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則の規定に基づく登録実務講習実施機関の登録事項の変更の件　二一　五
一〇八一―一〇八四　砂防法第二条の土地を指定する件　二四　五
一〇八五　運輸審議会から答申があった件　二四　七
一〇八六　砂防法第二条の土地の指定を解除する件　二四　七
一〇八七　利賀ダムの建設に関する基本計画の一部を変更した件　二四　188　六〇
一〇八八　新島空港の施設の変更を許可した件　二五　189　六
一〇八九　砂防法第二条の土地の指定を解除する件　二六　五
一〇九〇　砂防法第二条の土地を指定する件　二六　五
一〇九一　土地区画整理事業の事業計画変更を認可した件　二六　六
一〇九二　土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件　二七　五
一〇九三　高速自動車国道に関する件　二八　五
一〇九四　宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録事項の変更の件　二八　五
一〇九五　宅地建物取引業法施行規則の規定に基づく登録実務講習実施機関の登録事項の変更の件　二八　五
一〇九六　登録基幹技能者講習の登録をした件　二八　五
一〇九七　水先人に免許を与えた件　二八　六
一〇九八　道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示　三一　四
一〇九九　高速自動車国道に関する件　三一　七

五　○国土交通省、環境省

令和八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令により指定された措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件　七　特38　一一

一七　○観光庁

令和八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令により指定された令和八年熊本地震による災害に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件　七　特38　一一

二五　○海上保安庁

海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示　三　六
航路標識に関する件　一九　四
〃　二五　189　八

二六　○環境省

令和八年熊本地震による災害に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件　一二　特39　三
無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物の一部を改正する告示　二〇　186　一三
低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る無害化処理の内容等の基準等の一部を改正する告示　二〇　186　一四

二七　○防衛省

アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、全部返還、追加提供及び新規提供が決定された件　四　二
海上における射撃訓練を実施する件　一二　四
二一一―二一五　海上における空対空射撃訓練を実施する件　二五　四
海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を実施する件　二五　五
海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件　二五　五
二一八　海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件　二五　六
二一九―二二五　海上における射撃訓練を実施する件　二六　六
二二六　八戸飛行場における航空灯火の変更に係る告示　二八　192　三五
二二七　小月飛行場における航空灯火の変更に係る告示　二八　192　三六
二二八　入間飛行場における航空灯火の変更に係る告示について　二八　192　三六

九四　○東北地方整備局

道路に関する件　五　五
九五　〃　二〇　六
九六　○関東地方整備局　道路に関する件　三　六
九八―九九　〃　五　五
一〇〇一　〃　一四　八
一〇〇二―一〇〇三　〃　一八　七
一〇〇四―一〇〇五　〃　一九　六

三四　○北陸地方整備局

道路に関する件　一九　六
三五　〃　二一　五
三六―三七　〃　三一　七

六一　○中部地方整備局

道路に関する件　五五　一〇
六二　〃　一三　一〇

一〇五　○近畿地方整備局

道路に関する件　七　八
一〇六―一〇七　〃　一八　七
一〇八―一〇九　〃　二五　六
一一〇―一一一　〃　二八　六

七九―八一　○中国地方整備局

道路に関する件　六　五